

※議題8～10は未了のため第16回で審議

1 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 現行の附則第2項中の金額には地域手当が含まれていないため、改正案では一見金額が上がったように見える。附則の全部改正とすれば現在の給与の減額部分しか出てこないため、紛らわしさが軽減されるのではないか。
⇒ ご指摘のとおりであるが、前回の6月市議会では提案した内容と同等とした。紛らわしい部分については丁寧に説明していきたい。
- ・ 前回の6月市議会では特別職の職員の給与のほか一般職の職員(管理職)についても減額を提案していたが、なぜ今回は提案しないのか。その理由についても庁内でしっかり共有しておくべきである。行革の取組の方向性が一定見えた段階で金額を示し、不足額がある場合は職員が身を切って取り組んでいくというような考え方を示していくことも一つの方法ではないかと思う。
⇒ 一般職の職員(管理職)については前回の6月市議会以降、再度提案できるまでの明確な理由の整理が出来ていないため、今回は提案していない。庁内できちんと理由が整理できれば、然るべきタイミングで再度提案を検討していきたい。
- ・ 特別職の給与減額の概要の資料において、今年度の削減額が記載されているが、これには上下水道事業管理者及び病院事業管理者の分も含まれているのか。
⇒ 含まれていない。
- ・ 上下水道事業管理者及び病院事業管理者も補正予算は計上していないものの、実態の中では減額しているため、もっと分かりやすく記載した方が良い。
⇒ 記載内容について検討する。
- ・ 一般職の職員(管理職)の給与削減についても実際に検討するのであれば必要性や理由の整理についても議論していく必要がある。

2 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 附則の記載内容について、「改正後の条例を令和3年10月1日から適用する」とするか、又は「1項で施行期日、2項で適用期日を記載する」のいずれかではないのか。
⇒ 再度法制担当に確認する。

3 令和3年度補正予算について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ スクールサポートスタッフを追加で配置する理由は何か。
⇒ 昨年度は県補助金を活用し各学校に1名配置のうえ教育活動や感染対策のお手伝いを
していただいていたが、今年度は県補助金が交付されず当初からは配置できていなかっ
た。しかしながら感染拡大の影響を受け、再度、スクールサポートスタッフの必要性が
高まったため、この度の補正予算で要求することとなった。
- ・ 繰越明許費に都市計画道路荒地西山線整備事業があがっているが、工事が遅れているの
か。
⇒ 工事の問題ではなく、国土強靱化計画に基づき国から令和2年度3月補正で多額の内
示をいただいたため、令和3年度当初予算で措置していた予算の大半を繰越明許費とし
て繰越すものである。
- ・ 山手台中学校仮設校舎借上料の債務負担行為補正について、山手台地域については増え
る見込みであるため仕方ないが、一方で近隣の他の地域については減少が見込まれると
ころがある。将来的な財政負担を考えると校区のあり方についても検討するべきではな
いかと思う。宜しく願います。

4 令和3年度宝塚市病院事業会計補正予算（第2号）について

【提 案】 市立病院

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 患者に支払う和解金については「医療行為により」となっているが、直接的な医療行為
ではなく、医療行為中での過失ではないのか。
⇒ そのとおりである。適切な表現に改める。

5 公の施設（宝塚市立共同利用施設売布会館）の指定管理者の指定について

【提 案】 市民交流部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

6 宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 市民交流部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 本市のマイナンバーカード交付率はどれぐらいか。
⇒ 令和3年7月末時点で約40%である。令和2年度末時点で30.72%であったため、約10ポイントの増となっている。
- ・ 昨年度の住民票発行件数のうち、コンビニ交付の割合はどれぐらいか。
⇒ 令和2年度は10.29%であった。
- ・ 改正案について、追記内容の数量の単位が件のみとなっているが、括弧書きの前には筆、棟の単位もあるため、単位漏れとなっていないか疑問である。
⇒ 再度法制担当と調整する。
- ・ ランニングコストは大丈夫なのか。
⇒ 今後コンビニ交付の発行率が上がることを踏まえた上で原価計算を行ったところ、1件あたり200円前後となる見込みである。
- ・ 今回対象としている税の証明書は何か。
⇒ 課税証明書のみである。

7 公の施設（宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場）の指定管理者の指定について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 欠席した委員の欠席理由は何か。
⇒ 当日のやむを得ない事情による欠席ではなく、当該委員が選定委員会前に自らの身分と氏名を名乗り提案者（現場職員）に個別に聞き取り調査を行うという事案が発生した。現場職員は提案内容を把握しておらず十分な対応ができなかったことから、その後、提案者から市に当該委員の心象を悪くし審査に影響が出るのでは無いか危惧しているとの連絡があった。当該行為が審査の公平性、公正性を欠くことから、第2回選定委員会で当該委員の審査への出席の可否について審議した結果、選定委員会の透明性、公正性を担保するため、当該委員が今後のプレゼンテーション審査等に参加することを不可と決定した。
- ・ 採点結果のうち、「団体の経済的基盤」の項目では委員によって採点に開きがある。このような項目については事前に税理士や会計の専門家にレクチャーや助言を受けることが一般的であるが、今回はそのようなことは行ったのか。
⇒ 行っていない。各委員の採点によるものである。

- ・ 欠席した委員の欠席理由については事実として市議会にもきちんと説明していくべきである。
- ・ 選定委員会委員の選定方法については何か基準があるのか。
 - ⇒ 指定管理者選定委員会条例では委員の定数は7人以内で、委員の構成は知識経験者、市内の公共的団体の代表者その他市長が適当と認める者、公募による市民となっている。また、指定管理者選定要領では応募者と利害関係を有すると認められる選定委員は審査に参加できないこととしている。
- ・ 5年前の選定委員会の委員も同じ構成か。
 - ⇒ 同じである。
- ・ 欠席した委員の補充をなぜ行わなかったのか。
 - ⇒ 当該委員の解職、補充委員の委嘱を行う必要があるが、選定委員会のスケジュール上難しかったため補充を行わなかった。
- ・ 答申書に次点者を記載しているが、必要あるのか。
 - ⇒ 確認する。
- ・ 開示する資料については情報公開条例等に基づき、公開情報と非公開情報をよく整理した上で開示した方が良い。
 - ⇒ 情報公開担当部と調整する。
- ・ 現指定管理と次期指定管理の運営方法の違いは何か。
 - ⇒ 次期指定管理候補者は機械化による人件費削減ではなく、地域の高齢者の雇用確保による緩やかな機械化のほか、防犯面や利便性への配慮等が評価された。